平成３０年（フ）第３号
岐阜県可児市川合926番地１　ＳＡＮＴＡ　ＰＬＡＣＥ　弐番館101
債務者　秋田　真樹
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第８号
岐阜県高山市長坂町13番地
債務者　新村　實子
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１８３８号
愛知県知多市朝倉町373番地　寿苑２Ｄ
債務者　小林由起子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９６号
愛知県知多市朝倉町373番地　寿苑２Ｄ
債務者　小林紀美子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７９号
愛知県春日井市篠木町１丁目85番地　パークサイドＳｈｉｎｏｇｉ202号、従前の住所愛知県春日井市鳥居松町４丁目198番地　ローザンヌ春日井105号
債務者　小笠原ちず子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０号
滋賀県近江八幡市出町782番地２、前住所滋賀県近江八幡市仲屋町中24番地
債務者　川島　昌子
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第７２号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園30番地14東棟102号
債務者　塚野　恵子（旧姓沖野）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４５号
広島市西区天満町４番14―906号
債務者　佐々木英晴
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５号
徳島県徳島市南庄町１丁目12番地　山田荘１階11号室
債務者　中西　克已
法定代理人成年後見人　山本百合子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２６号
愛媛県伊予市尾崎681番地１
債務者　天ケ瀬朱保
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
愛媛県松山市古川北４丁目２番９号　エースコート古川北Ａ－２号
債務者　上田　正徳
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２号
愛媛県伊予郡砥部町拾町170番地２　コーポ光和205
債務者　相原　義和
１　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
愛媛県新居浜市八幡３丁目10番25号
債務者　岡　　三鈴
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第５号
高知県安芸市川北甲5282番地２　県営住宅安芸東団地406号
債務者　有岡　　操
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第２号
長崎県対馬市厳原町久田161番地１
債務者　カワモト　マリロウ　カインテック（ＫＡＷＡＭＯＴＯ　ＭＡＲＩＬＯＵ　ＣＡＩＮＴＩＣ）
１　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元3421番地
債務者　窪　幸智雄
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩川内市中村町2956番地１
債務者　吉田　　愛
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係